



# 鳥取県公報

平成 23 年 3 月 30 日 (水)  
号外第 40 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 人委規則 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (15) (給与課) . . . . . 2



学 略										
総務部				事務次長	事務次長	部長				
療育センター	地域療育連携室			室長補佐						
略										
高等技術専門校				副校長	副校長	校長				
略										
境港水産事務所				次長	次長	所長	所長			
略										
地方機関共通（前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	主事	主事	係長	主幹						
	学芸員	学芸員	副主幹	企画員						
	機械技師	機械技師	企業員	税務主幹						
	電気技師	電気技師	査察指導員	普及主幹						
	衛生技師	衛生技師	身体障害者福祉司	用地主幹						
	商工技師	商工技師	知的障害者福祉司							
	農林技師	農林技師	農林技師							
	造園技師	造園技師	保育士							
	水産技師	水産技師	土長							
	土木技師	土木技師	精神保健福祉士							
	建築技師	建築技師	児童福祉士							
	精神保健福祉士	精神保健福祉士	社会福祉士							
	児童福祉士	児童福祉士	精神福祉士							
	心理療	心理療	心理療							
	法士	法士	児童指							
	心理判	心理判	導主任							
	定員	定員	医療ソ							
	児童心	児童心	ニシャ							
	理司	理司	ルワー							
	児童自	児童自	カー主							
	立支援	立支援	任							
	専門員	専門員	管理栄							
	児童指	児童指	養主任							
	導員	導員	職業訓							
	生活指	生活指	練指導							
	導員	導員	主任							
	保健師	保健師	保健師							
	改良普	改良普	改良普							
	及員	及員	及員							
	林業改	林業改	林業改							
	良指導	良指導	良指導							
	員	員	員							
	児童生	児童生	児童生							
	活支援	活支援	活支援							
	員	員	員							
	保育士	保育士	保育士							
	医療ソ	医療ソ	医療ソ							
	ニシャ	ニシャ	ニシャ							
	ルワー	ルワー	ルワー							
	カー	カー	カー							
	管理栄	管理栄	管理栄							
	養士	養士	養士							
	職業訓	職業訓	職業訓							
	練指導	練指導	練指導							
略										
選挙管理委員会事務局	主事	主事	次長	次長						

学 略										
総務部				事務次長	事務次長	部長				
略										
高等技術専門校						校長				
略										
境港水産事務所					次長	次長	所長	所長		
略										
水産試験場					課長	課長				
略										
地方機関共通（前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	主事	主事	係長	主幹						
	学芸員	学芸員	副主幹	企画員						
	機械技師	機械技師	企業員	税務主幹						
	電気技師	電気技師	査察指導員	普及主幹						
	衛生技師	衛生技師	身体障害者福祉司	用地主幹						
	商工技師	商工技師	知的障害者福祉司							
	農林技師	農林技師	農林技師							
	造園技師	造園技師	保育士							
	水産技師	水産技師	土長							
	土木技師	土木技師	精神保健福祉士							
	建築技師	建築技師	児童福祉士							
	精神保健福祉士	精神保健福祉士	社会福祉士							
	児童福祉士	児童福祉士	精神福祉士							
	心理療	心理療	心理療							
	法士	法士	児童指							
	心理判	心理判	導主任							
	定員	定員	医療ソ							
	児童心	児童心	ニシャ							
	理司	理司	ルワー							
	児童自	児童自	カー主							
	立支援	立支援	任							
	専門員	専門員	管理栄							
	児童指	児童指	養主任							
	導員	導員	職業訓							
	生活指	生活指	練指導							
	導員	導員	主任							
	保健師	保健師	保健師							
	改良普	改良普	改良普							
	及員	及員	及員							
	林業改	林業改	林業改							
	良指導	良指導	良指導							
	員	員	員							
	児童生	児童生	児童生							
	活支援	活支援	活支援							
	員	員	員							
	保育士	保育士	保育士							
	医療ソ	医療ソ	医療ソ							
	ニシャ	ニシャ	ニシャ							
	ルワー	ルワー	ルワー							
	カー	カー	カー							
	管理栄	管理栄	管理栄							
	養士	養士	養士							
	職業訓	職業訓	職業訓							
	練指導	練指導	練指導							
略										
選挙管理委員会事務局	主事	主事	次長	次長						

監査委員事務局		監査副主幹	課長	課長	次長	事務局長	事務局長
略		監査主幹	監査主幹	監査主幹			

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
略						
知事の事務局	地方機関	公文書館	室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員	室長	
	略					

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
略						
教育機関及び教育委員会事務局	教育委員	略	係長 副主幹 指導主事 管理主事	係長 副主幹 指導主事 管理主事	係長 副主幹	
知事の事務局	地方機関	公文書館	室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員	室長	
	略					

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事事務所の事務部局	総合事務	中部総合事務所	室長	室長	室長			
	西部総合事務所				室長			
	略							
総合療育センター	臨床心理士	臨床心理士	臨床心理主任	臨床心理主任				
食肉衛生検査所					次長	所長		
共通	診療放射線技師	薬剤師	係長 副主幹	係長 副主幹	主幹			
	理学療法士	線技師	診療放射線主任	診療放射線主任				
	管理栄養士	管理栄養士	理学療法主任	理学療法主任				
	衛生技師	衛生技師	管理栄養主任	管理栄養主任				
	作業療法士	作業療法士	作業療法主任	作業療法主任				
	言語聴覚士	言語聴覚士	言語聴覚主任	言語聴覚主任				
	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生主任	歯科衛生主任				

備考 略

別表第9 海事職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務局	航海士	航海士	船長	船長		
	機関士	機関士	機関長	機関長		
	通信士	通信士	航海士長	主幹		
	略		漁業取締専門員			

監査委員事務局		監査主任	課長	課長	次長	事務局長	事務局長
略		監査主幹	監査主幹	監査主幹			

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
略						
知事の事務局	地方機関	公文書館	室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員		
	略					

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
略						
教育機関及び教育委員会事務局	教育委員	略	係長 副主幹 指導主事 管理主事	係長 副主幹 指導主事 管理主事	係長 副主幹	
知事の事務局	地方機関	公文書館	室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員		
	略					

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事事務所の事務部局	総合事務	西部総合事務所				室長		
	略							
食肉衛生検査所						次長	所長	
共通	診療放射線技師	薬剤師	係長 副主幹	係長 副主幹	主幹			
	理学療法士	線技師	診療放射線主任	診療放射線主任				
	管理栄養士	管理栄養士	理学療法主任	理学療法主任				
	衛生技師	衛生技師	管理栄養主任	管理栄養主任				
	作業療法士	作業療法士	作業療法主任	作業療法主任				
	言語聴覚士	言語聴覚士	言語聴覚主任	言語聴覚主任				
	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生主任	歯科衛生主任				

備考 略

別表第9 海事職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務局	航海士	航海士	船長	船長		
	機関士	機関士	機関長	機関長		
	通信士	通信士	航海士長			
	略		漁業取締専門員			

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。